平成２８年（フ）第６９号
宮崎県東臼杵郡椎葉村大字松尾1262番地
債務者　甲斐　久子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第７０号
宮崎県延岡市野地町１丁目4153番地17
債務者　佐藤めぐみ
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第７１号
宮崎県延岡市平原町１丁目266番地３
債務者　黒木　厚美
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第７２号
宮崎県東臼杵郡門川町宮ケ原１丁目171番地
園田アパートＤ号
債務者　成合　由幸
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第８０号
神奈川県横須賀市追浜東町３―68、住民票上の住所富山県氷見市熊無990番地
債務者　柳原　龍平
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第５９４号
名古屋市緑区東神の倉１丁目2010番地　グランドヒルズ神ノ倉205号
債務者　中島　　玲
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６３７号
愛知県春日井市東野町２丁目１番地16　レヴリー東野202号
債務者　大野　雄士
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３４号
熊本県菊池郡大津町大字室1151番地　あけぼの団地14―５―１
債務者　廣前　　翼（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１５９７号
愛知県東海市大田町後田200番地の３　メユールＯＨＭＵＲＡ（103）
債務者　早川　考太
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６４号
山口市小郡維新町３番12―202号
債務者　吉村　元寿
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３５号
福島県郡山市富久山町八山田字尾池90番地の１　プリエール弐Ａ306号、前住所福島県郡山市富久山町福原字宝田７番地の６
債務者　佐藤　輝弥
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第４９号
福島県郡山市桜木２丁目22番７号　シュメールＶ103号
債務者　國分　秀彦
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第５７号
福島県郡山市富久山町久保田字大原81番地の９、住民票上の住所福島県喜多方市塩川町小府根字利根川69番地２
債務者　原　　健児
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第６１号
福島県郡山市安積町荒井字撫子東32番地
債務者　梅津千嘉子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１４３号
兵庫県明石市本町１丁目９番11号　Ｓキューブほんまち203号
債務者　池田　　守
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１４９号
神戸市西区池上２丁目36番地の１　メゾン池上Ⅱ105号、前住所神戸市西区伊川谷町有瀬812番地の６　２―803号
債務者　西澤美知子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第６号
千葉県松戸市新松戸６丁目28番地の３　パレ・ド・ルベ新松戸201号
債務者　千本いず美（旧姓原田・神谷）
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部